○農林水産省告示第七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月十九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　徳島県那賀郡那賀町木頭折宇字栗宇谷三の五、三の六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月十九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　山梨県西八代郡市川三郷町畑熊字前畑一二七、一二九から一三一まで、字椚林八〇・一〇一・一〇三・一一五・一一八・一一九（以上一〇筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字前畑一二七・一二九から一三一まで・字椚林八〇・一〇一・一〇三・一一五・一一八・一一九（以上一〇筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇三、一〇五、一〇六、一一四、一一五、一一八、一二三

2　その他の森林については、主伐は、択伐による。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月十九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　山梨県南アルプス市上宮地字上ノ山三九〇八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上ノ山三九〇八（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月十九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡富士川町十谷字笹戸三五五七・三五六八の一・三五六八の二・三五六八の四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、柳川字長見山四五の二・四六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四四、四七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字笹戸三五六八の一・三五六八の二・三五六八の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三五五七、字長見山四四・四五の二・四六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四七

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月十九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　山梨県大月市梁川町塩瀬字大保呂入一四四七、一四四九から一四五六まで、一四五八、一四七六、一四九九から一五〇一まで、一五〇八、一五〇九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大保呂入一四四七・一四五〇から一四五四まで・一四五六・一四五八・一四七六・一四九九から一五〇一まで・一五〇八・一五〇九（以上十四筆について次の図に示す部分に限る。）、一四五五

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月十九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡十津川村大字折立一〇一の二（次の図に示す部分に限る。）、一〇二から一〇七まで、一五六、二九九の一、三〇〇、三〇七、三〇八の一、三〇八の二、三一七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字折立一〇一の二、一〇二から一〇七まで、一五六、二九九の一、三〇〇、三〇七、三〇八の一、三〇八の二、三〇九の一・三一七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。）